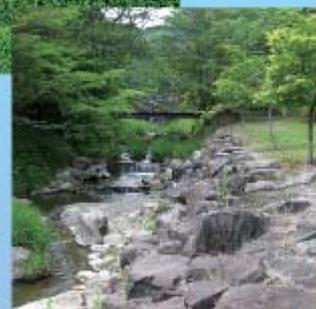




大井川が育む
みどり豊かな自然と共生する
資源循環型のまち
しまだ



第2次島田市環境基本計画



平成25年3月
島田市

はじめに

島田市は、市内を貫流する大井川の恵みのもと、豊富な森林資源、美しい茶畑の景観など、豊かな自然環境を有しており、こうした自然環境と調和した都市・文化の発展を続けてまいりました。

しかしながら、今日の情勢は、地球温暖化や資源エネルギーの枯渇、生態系の破壊といった地球規模の環境問題に直面しています。

このような問題を解決するためには、私たち一人ひとりが価値観や生活スタイルを転換し、環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

そのような中、本市では、平成 15 年 3 月に計画期間を 10 年間とする島田市環境基本計画を策定し、各種環境施策を展開してきました。

今回、新たに策定した「第 2 次島田市環境基本計画」では、これまでの環境施策をさらに発展させ、本市の良好な環境を次世代に継承していくため、決意を新たに環境の保全及び創造に向けた取組を推進してまいります。

本計画の策定に当たっては、市民参画を基本理念とし、市民・事業所・中学生アンケートの実施、島田市環境市民会議の開催、市民意見の公募など、市民の皆様からの意見を反映した計画づくりに努めてまいりました。

今後は、本市が目指すべき望ましい環境像「大井川が育む みどり豊かな自然と共生する資源循環型のまち しまだ」の実現に向け、市民・事業者の皆様との連携・協働により、積極的な取組を進めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心にご審議いただきました島田市環境審議会及び島田市環境市民会議の委員の方々をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様から感謝申し上げます。

平成 25 年 3 月

島田市長 桜井 勝郎



第2次島田市環境基本計画

～大井川が育む みどり豊かな自然と共生する 資源循環型のまち しまだ～

| | |
|------------------------|----|
| ● 第1章 計画の基本的事項 | 1 |
| 第1節 第2次島田市環境基本計画の構成 | 2 |
| 第2節 計画策定の背景 | 3 |
| 第3節 基本的事項 | 4 |
| ● 第2章 望ましい環境像と基本目標 | 7 |
| 第1節 基本理念 | 8 |
| 第2節 望ましい環境像 | 8 |
| 第3節 基本目標と将来イメージ | 9 |
| ● 第3章 望ましい環境像を実現する取組 | 11 |
| 第1節 取組の体系 | 12 |
| 第2節 取組の方向ごとの施策・取組内容 | 13 |
| 1 自然環境の保全 | |
| 1-1 川や水を守る | 14 |
| 1-2 森林を守る | 16 |
| 1-3 農地を守る | 18 |
| 1-4 自然とのふれあいや多様な生き物を守る | 20 |
| 2 生活環境の保全 | |
| 2-1 公害対策を進める | 22 |
| 2-2 きれいな水を守る | 24 |
| 2-3 きれいな空気を守る | 26 |
| 2-4 静かな環境を守る | 28 |
| 2-5 有害化学物質対策を進める | 30 |
| 3 資源循環の推進 | |
| 3-1 3Rでごみを減らす | 32 |
| 3-2 ごみを正しく処理する | 34 |
| 3-3 ごみのないまちづくりを進める | 36 |
| 3-4 グリーン購入・地産地消を進める | 38 |
| 4 地球環境の保全 | |
| 4-1 地球温暖化対策を進める | 40 |
| 4-2 省エネルギーを進める | 42 |
| 4-3 再生可能エネルギーの利用を進める | 44 |
| 4-4 低炭素型まちづくりを進める | 46 |
| 5 環境教育・環境保全活動の推進 | |
| 5-1 環境教育・環境学習を充実させる | 48 |
| 5-2 環境情報を発信する | 50 |
| 5-3 環境保全活動を活発にする | 52 |

第2次島田市環境基本計画
 ～大井川が育む みどり豊かな自然と共生する 資源循環型のまち しまだ～

- **第4章 計画の推進** 55
 - 第1節 計画の推進体制 56
 - 第2節 計画の進行管理 58
 - 第3節 環境保全活動を促進するための制度 60
 - 第4節 その他の計画の推進方法 61

- **資料編** 63
 - 資料1 計画策定の経緯 64
 - 資料2 委員名簿 65
 - 資料3 諮問・答申文 67
 - 資料4 島田市環境基本条例 68
 - 資料5 アンケート調査結果の概要 70
 - 資料6 用語解説 81

右上に★印のついた用語は、資料編の「資料6 用語解説」にその説明を掲載しています。なお、同じ用語が1ページに2回以上使われている場合は、最初に掲載されている用語に★印をつけ、それ以降の用語には★印を省略しています。

【例】
 悪臭★

■悪臭
 いやな「におい」、不快な「におい」の総称。環境基本法により、大気汚染や水質汚濁などと並んで典型7公害の1つになっている。



野守の池